

新旧対照表

新	旧
<p>システム導入官署における輸入通関事務処理体制について</p> <p>第1 基本的な審査方法等 (省略) 審査方式 通関システムを使用して輸入申告等が行われた後に、通関システムにより区分2又は区分3として選定された輸入申告等の審査は、「重点審査」又は「通常審査」の2方法とする。 また、これらの審査は、「事前審査」又は「事後審査」により行う。 なお、通關システムにより区分1として選定、許可された輸入申告等については、必要に応じ通關システムによる輸入申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等 1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。）の有無の確認 なお、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。 ロ～チ（省略） 2及び3（省略）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等 1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告控及び添</p>	<p>システム導入官署における輸入通關事務処理体制について</p> <p>第1 基本的な審査方法等 (同左) 審査方式 通關システムを使用して輸入申告等が行われた後に、通關システムにより区分2又は区分3として選定された輸入申告等の審査は、「重点審査」又は「通常審査」の2方法とする。 また、これらの審査は、「事前審査」又は「事後審査」により行う。 なお、通關システムにより区分1として選定、許可された輸入申告等については、必要に応じ通關システムによる輸入申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、<u>海上システムを使用した輸入申告等の事後点検に際しては</u>、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等 1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれっていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（申請システムにより提出されたインボイス情報を含む。以下「添付書類等」という。）の有無の確認 なお、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合には、申請システムの<u>インボイス情報照会業務等</u>を利用して、当該申告に係るインボイス情報であるか否か等の確認を行う。</p> <p>ロ～チ（同左） 2及び3（同左）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等 1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付</p>

新旧対照表

新	旧
<p>付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>イ～ヘ（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示若しくは記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) 事後審査（調査部門で行うものを除く。）を行うこととした場合は、次による。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 申請システムによりインボイス情報又は添付資料情報が提出されている場合は、必要に応じ書面に出力等行うものとする。</p> <p>3 事後審査（省略）</p> <p>第2及び第3（省略）</p> <p>第4 修正申告及び更正の請求の審査</p> <p>航空システム又は海上システムを使用して行われた輸入申告（航空システムによる申告にあっては、区分1として選定されたものに限る。）に係る修正申告又は更正の請求の審査において、輸入申告時の状況を調査する場合</p>	<p>けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合は、申請システムのインボイス情報照会業務等を利用して、当該申告に係るインボイス情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>イ～ヘ（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合は、申請システムのインボイス情報照会業務等を利用して審査を行う。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 事後審査（調査部門で行うものを除く。）を行うこととした場合は、次による。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 申請システムによりインボイス情報が提出されている場合は、必要に応じ書面に出力等行うものとする。</p> <p>3 事後審査（同左）</p> <p>第2及び第3（同左）</p> <p>第4 修正申告及び更正の請求の審査</p> <p>海上システムを使用して行われた輸入申告に係る修正申告又は更正の請求の審査において、輸入申告時の状況を調査する場合は、判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p>

新旧対照表

新	旧
は、判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。 第5（省略）	第5（同左）